

封建制度(一)：その基本的特徴をめぐる諸問題

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4475233>

出版情報：経済学研究. 19 (1), pp.101-136, 1953-07-01. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



封建制度 (一)

——その基本的特徴をめぐる諸問題——

湯 村 武 人

目 次

- 一、まえがき
- 二、ジョセフ・カルメットの見解
- 三、マルク・ブロックの見解 (以上本号)
- 四、つらぬかるべき基本線
- 五、むすび

まえがき

封建制度を取扱った著書論文の数はおびただしい。これはわざわざことわるまでもない。そして、そのおびただしい数の研究がそれぞれの立場と角度からこの制度を問題にしているのだから、この制度に関する難問は今やほとんど残されていないかと思われる。むしろ、歴史は資料に拠つて書かれ資料には限りがあるわけだから、私がそういう意味は、ある都

市のある時代の人口とか、ある国のある商人の財産高とか、ある商業路のある時代の取扱品目とかいう具体的な問題でないことは云うまでもない。その意味ではわからない点の多い方がむしろ当然である。けれども、大きく時代の性格とか、社会の組み立てとかに関しては、もはや疑問は残されていない筈であるというのである。ところが、そうした点についてさえも、少し真剣に考えてみると、今日の資本主義社会という特定の歴史段階の社会に生れ、そのなかで成長し、そのなかで考え、そのなかで行動している吾々現代人には、どうも納得のいかない点がまだまだ数多く残されているように思う。そして、そうした点の理解が充分にいかない限り、逆に資本主義社会そのものの真実の理解が望みえない、と私は思う。以下の論究は、そうした意味で封建時代を考えようとする私を比較的よく導いてくれた三冊のフランス書

J. CALMETTE, *La Société Féodale*, 6^{ed}, 1947

MARC. BLOCH, *La Société Féodale* (1), (11), 1949

を素材にした私の素朴な封建制度論である。叙述の形式を覚え書き風に進めたのもそのためである。叙述の方法と分析の方法が違ふことは知っているが、もともと完成した内容のものでもないし、この方が問題整理に便利である。順序としては、最初にカルメットとブロックの見解を忠実に理解し(以上本号)、その後でその素材を批判的に取り纏めることにする。

第一章 カルメットの見解

(一)

ジョセフ・カルメットは、その『封建社会』の第一章「封建制度の諸起源」の冒頭で、古代及び近代の制度に対立せしめることによつて、封建制度の特徴を大胆に浮彫りにする。このことは一見自明の事柄の如くであるが、きわめて稔り多い卓見であると思う。なぜなら、この複雑極まりない制度を真実に理解するためには、まずこうした一見自明の問題に対決することから始める場合にのみ、充分な成果を期待することができると思われるからである。

彼は書いている——「明確な観念を獲得するために、まず最初に、吾々が『封建制度』と呼んでいるこの政治的社会的な制度の基本特徴をはつきりさせておかねばならない。封建制度は、社会的見地からみると土地所有の様式によつて、政治的見地から見ると人格的諸義務を果しさえすれば独立して行動することを許される諸権力のヒエラルキイの存在によつて、特徴づけられている。社会的見地からみても政治的見地から見ても、封建的概念は過去と未来に、換言すれば一方においては古代法制に、他方においては近代法制に対立している。ローマ法においては、今日におけると同様に、所有権の観念は法的諸関係の基礎に横たわっており、それぞれの土地は通常その所有権者を持ち、完全な所有権が正常な場合として表明されたのであるが、中世では、これに反して、一般に同じ土地の上に多種多様な性質の諸権利が重なり合つており、所有権の観念は恰も欠如しているか、その意味を喪つているかの如くである。同様に、もしも吾々が社会的見地から政治的見地に移行するならば、吾々は、ローマ人達の間では、国家の観念は具体的な政府形態から独立した一つの基本観

念であり、政府とはただ単に《公事》(res publica)とみなされた国家觀念の実現の様式でしかないことを知る。ローマ人達の間では、近代人達の間におけると同様に、主権者としての国家が政務官や役人を仲介にしてその権力を行使する。ところが封建時代には、^{マントラ、ファクシオネル}政務官も役人もおらず、もはや国家さえもない。それというのも、封建時代の役人は、彼がそれ以前には代理人として行使していた諸権限を個人の資格で行使するし、その結果、あらゆる段階で実現された專有の結果として作り出される諸権力のこのヒエラルキイは、社会的領域において完全な所有権に代替した諸権利の重なり合いに政治的領域において呼応する。要するに、封建制度は社会的見地からみて所有権の、政治的な見地からみて主権の解体に由来しているといひ得る。」

むろん、その封建制度論の冒頭を右のようにこの制度を古代と近代との間に介在する特殊な制度と見做すことから始める学者は多い。むしろ殆んどすべての学者がそうである。たとえば中村吉治氏の『封建社会』も、「まづ政治的な面からいふと、古代の氏族的国家と近代国家の中間に発生した分権的国家の体系」として捉えているし、フォン・ペローは、国家大権の解離の状態を封建制度と見做し、フュステル・ド・クランジュもまたほぼ同様の見解を展開している。すでに書いたようにそのことは云わば自明なのだから、そうあるのがむしろ当然だとも云える。けれども、カルメットの長所は一方においてその捉え方において秀れているとともに、他方においてその自明の問題を自明の問題として無批判に看過せず、その後に当然に到来する第二の問題に、つまり、ではなぜこれらの特徴が生れたのかという問題に、妥協なく立ち向うところにある。

彼は続ける——「しかしながら封建制度は、それに先行する制度といかに異つていようと、先行するその制度から直接に出て来たものである。いかなる革命も、そしてまた如何なる個人意志も、それを植えつけはしなかつた。それを誕生せしめたものは、一つの緩慢な進化である。封建制度は、歴史学上^{フエ・ナチュレル}自然^{フエ・ナチュレル}の諸事^{フエ・ナチュレル}実^{フエ・ナチュレル}と^{フエ・ナチュレル}呼ばれうるもののカテゴリーに属している。このことは、その形成が云わばメカニツクな諸力の制約をうけ、漸進的だつたことを意味する。これらの諸力とこの形成の様式とのすべてを検討しなければならぬ。」

もつとも、彼もまた最初には、そうした意図のもとに、他の諸字者と同様にゲルマン民族の侵寇の問題を取り上げる。この侵寇は、彼によれば、凡ての人々の気づくほど明白な事実だからである。ところがこの侵寇は、当時までは並置されていた二つの地域、すなわちローマ帝国の領域とローマ人の所謂野蛮地域との混り合い以外のものではないのだから、出発点としては両要素の結合、二つの世界の出会いがあることになる。「封建制度の起源の問題は、——とカルメットは云う——先行者が何であるかを明かにすることによつて解決し得るかに思われ得る。なぜなら、中世の社会が二つの社会の混淆に由来している以上、封建社会のそれぞれの要素の由来を理解するには、この封建的な要素が、あるいはローマ的な、あるいは野蛮の、何れの要素から由来したかを明かにすることで充分ではないだらうか?」

けれども、カルメットが聰明にも気づいたように、困難はこの方法での解決が出来ないところにある。衆知のように、カルメットをまつまでもなく既に多くの学者達がこの方法による問題の解決に努力した。そのある者はローマ的要素を重視し、他のある者は野蛮側の要素を重視する。そしてそれぞれにローマ学派及びゲルマン学派と呼ばれるこれらの学者達

の論争は、独仏両国民の民族的対立感情までも絡みつかせながら今日に至るまで続いている。なるほど、両派のそれぞれが秀れた学者をうみ、両派の夫々が貴重な労作を作り出したことは事実である。けれども、一旦この過程に踏み込んだカルメット自身が率直に告白するように、「両派の何れもが人々をして全面的に納得せしめ得ないことは率直に認めねばならぬ。」

かくして、一旦は因襲的方法論のとりこに墮していたカルメットは、その行詰りと共に、もしも先学達の失敗を重ねることを願わない限り、ここにおいてとらわれない反省を要求された。彼はここに、彼ならではなし得なかつた輝かしい飛躍を遂げる。すなわち、封建制度の問題は、彼によれば、結局においてロマニスト及びゲルマニストの諸理論が闘争し合っているとは異つた分野に持ち込まれない限り、解決を望みえない。「確かに、歴史学においては、先行者に関する知識は興味あり且つ教訓的であり、吾々もまたそれに頼らざるを得ない。けれども先行者だけが唯一の原因ではないし、おそらく最も意味深い要因でもない。とりわけ大切なことは、たとえそれがローマからしるゲルマンからしる、封建的要素が何処から由来したかを知ることではなくて、この要素がなぜ封建的となつたか？、吾々が今日それに認めているような地位と機能とを封建社会の中でそれがいかにして取得したか？を明かにすることである。換言すれば、封建制度の場合、先行者は——それがローマであるとゲルマンであるとを問わず——材料マテリアルと形式フォルムでしかない。若しもこれらの諸要素がそれが封建社会の中でげんにあつたようなものになつたとすれば、それはその秘密をローマにもゲルマンにも求めえない一つの進化の故にある。封建制度は歴史学上△自然的諸事実▽のカテゴリイに属すると吾々は云わなかつたか？その形

成は、地理的諸力にも比較すべき諸力の成果である。この諸力は、材料に、換言すればこれらの先行者に働きかける。したがって、先行者だけに向つて変革の全説明を要求することは理窟として出来ない。」

そして、一たびこのように原則が樹立されると道はおのずから定まる。吾々はそれへの溯りが不可欠的に必要な諸々の先行者を出来る限り正確に叙述しなければならぬ。「それと同時に——いやむしろとりわけと云おう——これら諸々の先行者に如何なる創造的な諸力が影響を及ぼし、それに向つて一つの新しい生命力と一つの新しい様相とを与えたかを示さねばならないだろう」。

(註) ローマ・ゲルマン両学派の論争について関説したものは多いが、フュステル・ド・クラランジュ『古代フランス土地制度論』(日本評論社、世界古典文庫所収)につけられた明比達朗氏の解説が便利である。

(二)

問題の創造的な諸力は、カルメットによれば、当然に二種類の力からなる。一者は本質的には社会的な力であり、他者は本質的には政治的な力である。「一者は所有権に及ぼされる一つの経済的な傾向の不可抗的な圧迫の中にあり、他者は国家と敵対的な原則、私的献身の原則の力強い働きの中にある」と彼は云う。したがって、以下におけるカルメットの叙述が、そのそれぞれを究明する二つの部分に分れるのは当然である。吾々もまた暫くその後を追うことにしよう。

まず第一の力、彼の所謂本質的には社会的な力の検討を旨指してカルメットは続ける——「封建社会が次第に鍛え上げ

られて行つた数世紀の間、基本的に重要な意味をもつ一つの経済的問題が、社会秩序内にある人々に向つて課されていた。すなわち、農業労働の問題である。ガロ・ロマン及びガロ・野蛮の時代、すなわちゲルマン民族大侵略の前夜及び翌日においては、本質的な富は土地である。それは大所領に分割されている。土地の所有者は比較的僅かな数しかないし、その殆んどが極めて大規模の土地所有者達である。最大の土地所有者は国庫である。(ところで)、これら大土地所有者が彼自身で耕し得ないことは云わずして明かである。彼は人手を必要とする。同じような必要の前に置かれた場合、現代の大土地所有者は、日給乃至時間給を支給される労働者達を雇つて困難を解決する。これは農業賃銀労働者制度、換言すれば現在の時代にのみ固有な労働の一般的制度、すなわち賃銀労働者制度の耕作への適用である。ところが、このように理解された賃銀労働者制度は、吾々の溯つた諸世紀には殆んど知られていない。流通貨幣の稀少さがその適用を明白に不可能ならしめただらう。

しかしながら——と人々は云うだらう——ガロ・野蛮の大土地所有者は古代的な解決方法を採用すべきではなかつたか？と。事実、同じような問題を課された場合、古代は、隷属民による耕作によつて、つまり古代に馴染み深いあの通常的な制度、すなわち奴隸制度を土地に適用することによつて、それなりの仕方で問題を解決していた。たゞ、知的及び道徳的な発達によつて衰耗せしめられたために、奴隸制度はもはや割の合わない制度だつた。奴隸による耕作はその時代を終つていた。衰頹期にあつた古代は、それを全面的に放棄することなしに、末期ローマ帝国治下に次第に益々輝きを現わして来たその他の経営諸様式を、その上に接木する必要を感じていた。ローマ世界は、所有権中に包含されている契約権を

不充分的な隸屬制度を助けるのに利用した。ローマ世界は、場所によつて種々様々なタイプをもつがその最も特徴的で最も一般的な点が『^{プレイム}一時的』という点にある種々の契約の助けをかりた。」

すなわち、土地を所有しないかまたは不十分にしか所有しないが耕作者として暮して行きたいある男は、余分の土地をいくらかも持つてゐる地主の家に行く。彼は地主に向つて、土地を貸してくれその代り自分は一定の代償を支払うと提案する。この際、耕作者側の要求は『^{プレイム}願ひ』(precraia)と呼ばれた法行為を構成する。もしも地主がその申し出を受け入れたら、彼は『^{コンタリヤ}許容』(pretaria)と呼ばれた行為を行う。これが最初の状態である。ヨリ後では、契約は双方の側の義務を規定した双務的で劃一的な行為によつて実現され、この行為をあらわす言葉として『^{プレイム}容仮占有』が用いられる。要するに、取引は重い負担での用益権の譲渡に到達したわけである。そして、最初の間は契約を取消すことが出来た。けれども時のたつにつれて、一般にコロンと呼ばれたこの一時的な土地借受人を、契約した負担を支払い続ける限り正当な占有者とみなす慣習が出来上つていつた。彼の死亡に際してはその相続人が権利と義務とを引続いた。その結果この一時的借受人の権利は次第に固まり、やがて『^{ツニール}託管地』とか『^{センシ}地稅賦課地』とか呼ばれるものになり変つた。そしてこれら『^{ツニール}託管地』乃至『^{センシ}地稅賦課地』の耕作者は、「今やもはや所有していない最初の所有権者」に向つて、最初の許容状に規定された賦課物や賦役を、乃至は殆んど常にそれは失われてしまつていたために慣習法の規定するものを、支払わねばならぬ。

さらに、――

「農業労働に關して真であることは必然的に公的諸奉仕に關してもまた真である。なぜなら、賃銀労働者制度が適用されえないような社会においては、貨幣で計算された報酬を現代的なやり方で分配する行き方で役人達の勞に酬いることは問題になり得ないからである。本質的な富は土地なのだから、諸奉仕の報酬は土地の問題になる。たとえば野蛮人の諸王達は、彼等の役人達の諸奉仕に酬いるのに国有地の用益権を彼等に委任し、それらの奉仕を行う限りにおいてそれを持ち続けることを認める以外に手がなかつた。この用益権は^{ベネフィシウム}恩貸地^{ベネフィシウム} (beneficium) の名称をもつ。恩貸地の固まりがブレケールのそれに類似したリズムを辿つていけばいく程、それは、その決定的な形態をとつた場合普通封地^{フイヘン}と呼ばれるものになつていく」。

そして、以上の叙述から當然に結論されるように、土地の三状態、すなわち所有地乃至自主地 (Allien)、地稅付託管地 (tenure à cens) 乃至地稅賦課地 (censive)、恩貸地乃至封地が生じることになる。しかも、これらの三状態は、ただ単に並列的であるだけではなくて重なり合つてもいる。たとえば国王がその役人に向つて封地を讓与する時、国王の手許には讓与されたその土地の所有権自体は法的には残されている。ところで、この役人がその土地の経営上さらにそれを耕作者に委託した場合、當然に今一つの権利が割り込んで来る。諸權利の重なり合ひは、このようにそれが一旦普及した場合、かつて見られたことのない事態をもたらす。国王の所有権は、封建法學者の所謂 *ius eminens* となり、保有者の *ius utile* に対立する。すなわち、最初は移讓から誕生した諸權利が次第に固まつて行き、あげくのはては、古い所有権は次第に單なる特定義務の支払要求権に解消してしまふ。さらには、そうした国王の權利そのものが次第に薄れて行き

最初の譲与の記憶は失われ、結局はその全権利が奪い去られる日が到来する。そして、同様のことは封ぜられた中間者についても起るわけで、かつての日の無力な小作人が結局は完全な所有者となる。だが、この過程が完了した時には社会はすでに封建社会ではない。

(三)

ところで、カルメットによれば、封建制度というこの政治的秩序の中には吾々の看過しえない今一つの問題が存在している。すなわち私的献身という新しい人間関係の発生である。そこで、続けてこの問題に関する彼の見解をみよう。

彼によれば、古代的国家観念は、少くとも中世初期には、まだまだ多少とも純粋な形で保存されていた。カロランジャン帝国（七五二—九八七）はある程度まで復古の意味をもっていたし、少くとも当時までは、依然として古代的な観念が多分に保存されていた。九世紀の中葉までは方伯は明白に役人であり、その地位にある人物は明かに国家を代表していた。けれども、すでにこのカロランジャン帝国自体が、他面では、その恐るべき敵手であるこの人間関係の虜となりかけていたし、結局はそれに押し潰されるべき運命を辿る。

がんらい、保護者とその従属下にある人間という私的な紐帯の創造は、人類歴史の最も古い時代にまで溯るし、アーリア民族の共有財産だった。それは、ケルト民族やローマ人の *clientèle*、ゲルマン民族の *mainbourne* という形をとつて、各地域に並行的に現われていた。この関係の下では、ラテン語が *Obsequium* と呼ぶある緊密な義務が従属者に

課される。ところが、この社会関係はもともと国家の觀念とは相容れない原則に発するものであり、結局においてそれを破壊することになる。すなわち――

「オブセキュームは、若しもそれが狭い限界内に止まつているならば、もしもそれが古代人の間におけるように、たとえそれが広い意味での家族であらうともともかくも家族の枠内に限られているならば、国家と両立することが出来る。若しもそれが膨脹するならば、もしもそれがその枠を乗り越えるならば、もしもそれが公的な領域を侵すならば、それは国家の実体そのものを溶かす秀れた溶解剤として現われるだらう。ところが、初期中世の進化を条件づけた諸事情は私的献身に大きな発展を与えたので、政治制度は、社会状態が土地所有権の交脱をもたらしした経済的諸力によつて変化せしめられたのと同じ程度に深刻に、その働きによつて変化せしめられた。」

しかも、かように大きな意味をもつた私的献身の紐帯は、カルメットによれば、ローマ・ゲルマン両学派の論争にも拘わらず、そのそれぞれの側にその先行者をもつている。一方にゲルマニアはすでにカエサルがその存在を指摘しタキトゥスが属従制 *comitatus* の名の下に記述した制度をもつていたし、他方に末期ローマはスコラエ *scholae* の制度、すなわち家僕の兵士達の群をもつていた。すなわち彼は云う、「カエサルは吾々に教えている。彼の時代に、もしもある首長が遠征を思い立つた時、彼は部族の集会ツッピヒに出向き、遠征に従つて来る人々を求める。遠征に従事する人々は彼に向つて忠誠を誓う。タキトゥスもまた同じ制度を記述している。けれども、彼のコミタートス、即ち私的護衛兵団に関する記述は、この制度が大規模に発達していることを予想している。なぜなら、護衛兵団は、カエサルの時代のように臨時的なも

のではなくて、この時以後、恒久的な性格を帯びているからである。コミテス (comites)、すなわち通常の扈從者の外に、彼等が高貴な家柄の出であるとか彼等の祖先達のおこなつた諸奉仕やのお蔭でグロブス (globus) に、すなわち軍団に加入することを特別に認められた若者達が加わつてゐる。軍団の戰士達のそれぞれは、誓約によつて首長に結びつけられており、首長の方は首長の方で、彼等に向つて食糧と分捕品の分け前を保証する。タキトウスが吾々に向つて掠奪民族と定義しているこれらのゲルマン人達の間では、どうして分捕品への渴望が最も有力な原動力でなかつたことがあらうか？まさしくこの掠奪の本能の上に基礎づけられていた扈從制がどうして發展しなかつたかということがあらうか？事実、カエサルの資料とタキトウスの資料の比較は、相前後する二つの時期におけるこの特徴的な制度を提示することによつてその進化を浮彫りにし、この進化の方向を確証しているという点で教訓的である。コミタートスは發展している、それはヨリ大きな規模とヨリ大きな固定性へと向つてゐる。同様にまたタキトウスは首長達の間や扈從者達の間に存在している張り合いを明白に指摘している。首長達は誰が最も多数且つ最も勇敢な軍団をもつかの点で張り合う。扈從者達は扈從者達で誰が首長の傍の最良の席を占めるかで張り合う。同じ著者によれば、戰士たる者は戦場で主君の殺された場合原則として生き永らえるべきではないという連帯性が誓約によつて創り出される。」

このゲルマン扈從制の根本觀念は、カルメットによれば、結局のところ市民としての義務の故にではなくて自由に承諾された契約の結果として義務づけられた私的軍事奉仕の觀念に基づくわけだが、同じ觀念が末期ローマ帝国にもまた存在した。彼は云う、「法令や叙事体諸資料はしばしば家僕の兵士達 (domestici, milites in privatis obsequis) に」

吾々に語っている。ローマ帝国の皇帝達や大官達の周囲には、一般に野蛮人出身だつたこれらの兵士達が、一つの軍団、すなわち私的護衛兵団を形成しているし、この護衛兵団を構成する兵士達はスコラエと呼ばれ、騎兵達はスコラレスと呼ばれた。……而も、他方でタキトゥスがゲルマニアにおけるコミタートスやコミテスについて語っているとすれば、皇帝の配下が末期ローマ帝国治下のローマ人達の間でコミタートスと呼ばれていることは興味深い。扈從を意味する言葉 Comes (comes) の古典的意味から派生し最初は漠然とした意味をもっていたこの言葉が、ローマ帝国が次第に君主制的になつていくにつれて次第に意味をはつきりさせていく。ローマのコミタートスは結局は高位の人々や上級司令官の苗床としての意味をもつようになる。確かに、末期ローマの Comes はタキトゥスの Comes ではない。けれども、野蛮人の軍団の首長と同様に私的護衛兵団に取り囲まれたローマ国家の首長を見ることは興味を唆ることではないか？ 侵寇によつて融合せしめられた二つの社会の間に遭遇は奇妙な姻族関係を創り出しているし、姻族関係の觀念がここではとりわけ大切である。」

カルメットは、そこで次のように結論する。「野蛮・ローマ両世界の相互滲透の際、そこには、たゞ單に混淆があつたのではない。そこには結合があつた。かような結合は、同化し得るような若干の要素がもとと存在している場合にのみ可能である。融合から生じた社会の中で、ゲルマン的過去においてもローマ的過去においてもひとしく生きる理由をもつていたものだけが真に生き延びることが可能だつた。もしもローマ人と野蛮人とが共に私的献身の制度をもつていたとすれば、その融合によつて私的献身が一つの新しい飛躍を、すなわち新しい社会の政治的中核としてオブセキュームが取得

したのに匹敵する程の活力を取得したとしても、どうして驚かされることがあらう」。

(四)

さて、これまでのところは極めて尤も至極な筋道を辿つていたカルメットの論理が、ほぼここら辺りから後は少し怪しくなつてくるように思う。けれどもここはまだ批判の場所ではないので、兎も角もまず彼の主張を聞き終えることにする。

カルメットは、以上によつて新社会を生み出す基本要素と諸力との検討を終り、次にこれらの理論的考察だけでは不十分であるとし、さらに続けて、封建社会の創成期を説明するために、それ以外に、変革の具体的過程を辿り、これらの諸力がいかに作用したか、これらの諸要素がいかに反作用したか、歴史的諸事実からなる四周の情況が進化の方向とリズムとにいかにか影響したか、を論証せねばならぬとする。そして、そうした意図の下に彼がまず取り上げるのは、ローマ帝国内に迎賓された野蛮人達の定着である。なぜなら、この定着は当然に定着者と土着民との間における土地と奴隸の分割をもたらすわけだが、カルメットによればその分割に問題があつたからである。

「例えば、ヴィジイゴート族の場合のように、分割が森林の半分と既耕地の三分の二を原則として野蛮人に与えているような場合に、それぞれの土地所有者がその所領のそれだけの部分を厳密に放棄することを余儀なくされたと想像するなら、それはとんでもない間違いを犯すことにならう。分割の対象となるのは問題の地域内の土地の全体だつた。老大な国

庫地がまとめて引渡される。したがつて、諸個人によつては足し前だけが提供されたわけで、その犠牲は数字的には明かにされない。しかも、野蛮人の首長に引渡された土地は話し合によつてそれぞれの土地片 *seiti* としてその扈從達に分配されたわけで、土着の大土地所有者達と肩を並べる位に大きな存在だつた極めて大きな野蛮人の首長達の分け前を別に考えれば、野蛮人の土地片はかなりにみすばらしかつたし、土地財産の比率は全然覆えされなかつた。野蛮人達に分割された土地片はその生存を保証するのに不充分でさえあつた。少くとも次の世代においては、分割相続の結果として不充分だつた。(その上)、迎賓された野蛮人の子孫の数は、この民族は多産的だつたものだから、多数だつた。

その結果、カルメットの云うところでは、分配された土地では生活出来ないものだから、侵入者達の息子達は他人の家で働く農業労働者になつたし、土着民のうち貧しい人々がそれに倣つた。^(註) 彼等はその保有する土地を大土地所有者に寄託し、大土地所有者はその土地に余分の土地を加えてその男に託營する。このことはしばしば敬虔な感情から教会に對しても行われたし、時代の不安が促進する面もあつた。多くの人々が周囲の有力者に向つて同じ行為に出たのである。

要するに、侵寇から生み出された各種の状況が次第に土地所有權を分解させ、すでにみた諸契約の数を増加させ、かつ一般化する。そして、この社会的な諸現象は、メロヴァンジャン王朝(四四八―七五二)の諸世紀を通じて論理的に發展し、恐らく同じ位の激しさをもつて繰り返されながらカロランジャン時代(七五二―九八七)を通じて展開する。それに並行して私的獻身がその溶解作用を続け、ここでもまた、歴史的諸事實からなる四圍の事情がその進化を成熟せしめる。いやそれどころではない。カルメットが少し後で述べるところによると、現実には両者は密接に結びついて進行する。

「これまでのところ一方における土地的諸権利の進化と他方における私的献身とはそれぞれ別々に考察してきたが、現実はこの二つの曲線を交叉せしめて来る。だから、新しい変革の要因が現われたわけである。従士制度ヴァサリテ・ベネフェイスは恩貸地と結合した」。

たとえば、カロランジャン王朝時代のコミタートスという言葉は、コンテ (comte) と呼ばれる区劃を意味すると同時にコント (conte) としての奉仕に酬いる恩貸地の意味にも使われる。恩貸地の譲与は、たゞ単に役人に対してのみならず従士にも拡張されて来る。「私的献身に土地の享有を以つて酬いることは嘗ての日の扈従の扶養や分捕品の分配の土地的諸利益への翻訳である」。そして、「もともとはつきりと区別されるべき二つの觀念がいまや極めて完全に融合するものだから、恩貸地のない私的献身とか、私的臣従のない恩貸地とかは最早殆んど理解されないようになる」。

そして軍事的側面における諸事情の変化が、八世紀から九世紀にかけて、この発達を早める。騎馬武者による戦争技術が果してアラビヤ人によつて導入されたかは別にしても、カロランジャン王朝の軍隊の主力が騎兵に變つていたことは事実である。そして、裝備が兵士自身の負担において行われていた当時においては、高価な装具や馬を必要とする騎兵には一定の財産のある人だけしかなりえないし、一定の財産とは当時では一定の土地以外にはないのだから、従士の奉仕に対する報酬が土地の譲与の形で、すなわち施封の形で行われたことも明かである。そこで、この二つの制度、すなわちヴァサリテ・ベネフェイス従士制度と恩貸地との結合から「その名を新しい制度に与えた活氣溢れる器官」、つまり封土 *fief* の制度が生れることになる。^(註二)「吾々はここに、封建制度に向つてその最も特徴的な関節を提供している主従關係の土地への通常の固定化の出

発点を把握することになる」。

(註一) 植村清之助博士の『西洋中世史の研究』によれば、先住ローマ人と移住ゲルマン人の人口比率は、場所によつて若干の変化はあるが、全地域を平均して僅かに二・八%でしかなかった。従つて、これ程数少いゲルマン人の間の土地不足にカルメットのよう大きな意味をもたせるのは誤りであらう。それよりもむしろ、ゲルマンたるとローマたるとを問はず、新しい農業制度の起源を一般的に考えるべきであらう。ちなみに、井上智勇氏『ヨーロッパ成立期の研究』の三〇頁には、自由民の不自由民への転落、土地着小作人による農業労働の担当は事実上既に二世紀において「帝國的現象」であり、「ゲルマン人の移住者が農奴化されるより以前にローマ自由民が既に農奴化しつゝあつたこと」を明かにしている。

(註二) フイエフとは、カルメットによれば、言葉の法的な意味においては一人の従士がその主君から貰つてゐる恩貸地のことであり、ラテン語の《beneficium》に通じる。尙、単純な託當地の場合にも土地の譲与と私的献身が結びついてゐたかどうかという問題に関しては、カルメットは、「これはそれ程はつきりとは明かにされていない点である」が、労働人口は「自動的に」領主への服従に移行したとしている。この点にもカルメットの弱点を見出しようと思う。そして、では吾々は如何に解すべきかに関しては後章において自ら明かにならう。

第二章 マルク・ブロックの見解

(一)

マルク・ブロック『封建社会』二冊のうちの第一の書『從属的諸紐帶の形成』の内容は、大別して「環境」と「人と人

との諸紐帯」の二つの部分からなる。前者は更に第一部「最後の諸侵犯」、第二部「生活諸状態と精神的雰囲氣」に、後者は第一部「血の諸紐帯」、第二部「主従関係と封土」、第三部「下層諸階級における従属的諸紐帯」に区分される。

したがつて、これだけをみたところでは、後者については後で触れるとして、まず前者についてみれば、封建制度成立の主要環境として、ブロックもまた、まず最初にはゲルマン人の侵入を考えているかのようである。事実、彼はこの書の冒頭をゲルマンその他の蛮族侵入下のヨーロッパの惨状描写から始めている。けれども、なお慎重に検討すれば、彼は決してこの侵入に決定的な意味を認めていないことが明かである。彼自身の言葉によれば、ヨーロッパの封建制度は、「ある程度まではこれらの混乱そのものから生れた」。

そこで吾々は、彼の理解の基本的筋道を辿るために、第一部をとばして直接に第二部に、すなわち「生活諸状態と精神的雰囲氣」につくべきである。

× × ×

問題の第二部は、第一章「物質的諸状態と経済的律調」、第二章「感情及び思考の諸様式」、第三章「集成的記録」、第四章「二つの封建時代の知的認識」、第五章「法の諸基礎」から構成されている。が、右の項目を一瞥すればわかるように、当然に第一章が最も重要な役割をつとめる。そして、さらにこの第一章の構成をみれば、第一節「二つの封建時代」、第二節「初期封建時代—人口増加」、第三節「初期封建時代—諸関係の生命」、第四節「初期封建時代—諸交換」第五節「後期封建時代の経済革命」となっている。すなわち、封建時代を初期と後期にわけ、その二つの時期を区別する

要因として人口、交換、その他が考えられているわけである。「一口に云えば、極度に律調を異にして相次いで訪れる二つの『封建的』時代があつた。以下においては、これら二つの段階のもつコントラストを、その共通の特徴とともにはつきりさせるのに努力されるだらう」、とブロックは云う。

そうした意図の下に彼が最初に取上げるのは当時における極度の人口稀少性である。

彼は云う——「初期封建時代を通じての吾国の人口を数字的に示すことはたとえ近似的であらうとも吾々には依然として不可能である。同様に、地方を異にするに応じて極度に差異があり、その差異が社会的な諸混乱の打撃によつて絶えず鋭くされていたこともまた確かである。……けれども、基本的な特徴は終始人口カーブの普遍的且つ深刻な低下である。人口は、ヨーロッパの全領域において、唯単に十八世紀以後に比較してでなく十二世紀以後に較べてさえも、比較にならぬ位少なかつたし、それ以前にローマの支配に服していた諸州では、帝国の最盛期に比較して目に見えて稀少化していた」。

そうした稀薄な人口が、当時の農業の特殊性によつてさらに彼等相互の間でも極度に分散せしめられていた。当時の農業はその耕作者を養うのに今日とは比較にならぬ位大きい面積を必要としたからである。不十分な肥料、粗放に耕される畑はたゞ単に単位面積当りの収穫量を貧弱にするだけではない。年々消耗される地力の回復のための休閑地を必要とする。耕地の半分乃至三分の一が年々休閑されねばならない。さらに、耕地を取りまく周辺には森林や荒地が存在することが絶対に必要である。当時の人々は、そうしたものの存在なしには、彼等の貧しい住居の建築材料も、日々の燃料も、家

畜の飼料も手に入れることが出来ない。

したがつて、そのように分散した人間集団間の交通は、ブロックによれば、次の諸事情とも相俟つて、極度に困難である。「カラランジャン帝国の崩壊は、各種の公共事業に就いて充分の配慮をし少くともその幾分かを遂行するに足る位強力な、最後の権力の破滅をもたらした。古いローマ時代の道路さえ、時として人々が想像する程堅固には作られていなかったのも、手入れのなくなると共におのずから破壊された。とりわけ橋は、もはや修理が加えられないものだから、多くの交通に耐えなかつた。さらにまた、一部分はそれ自体の結果として生じた人口減退によつて逆に増加された安全性の缺如をつけ加えよう」。

而も、沼地や荒地の通り抜けや疲労を避けたり速度を早めたりするために当時の旅行には主として馬や騾馬が用いられていたが、このことは旅行の時期を季節的に制約した。決して天候の不順だけではない。途中に秣のあることが必要だったのである。カラランジャン王朝の巡察使達は草の生えている時期にしか巡遊しなかつた。

かくして、今日の吾々には到底想像され得ない交通の渋滞乃至缺如が齎らされる。そして、そうした社会状態のなかでは具体的に如何なる制約を蒙るかに思いを廻らず時、たとえば当時の政治形態の特異性が納得がいくだらう。「宮殿の奥深くから国家を統治することは不可能だつたらう。国家を維持していくためには、あらゆる方面に向つて休む暇なく騎行する以外に方法は決してなかつた。初期封建時代の国王達は文字通り旅行によつて生命を縮めた。たとえば、全然例外的な点のない平常年である一〇三三年の一年間に、皇帝コンラードⅡはブルゴーニュからポーランドの国境に移り、そこ

から更にシャンパーニュに旅し、最後にリューズに帰つて来た。バロンはその従者達をつれてその領地の一つから他の一つへと絶えず巡回した。而も、このことは単により良く監視するための目的だけからではない。共通の中心地へ車で運搬することは不便でもあるし費用もかさんだので、食料を現地に消費しに出掛けることを余儀なくされたのである」。

そして、そうした社会状態の当然の結果として、さらに一段と重大な事実がもたらされる。「通信連絡の緩慢さ、一足毎に連絡員をとらえようと脅やかす種々の災厄は、現地の権力のみが実際の力をもつ権力であるようにしむける」。国王乃至大領主の地方代理人達は、あまりにも当然な傾斜によつて、これらの地方を自分自身の利益において支配するようになる。彼等は結局において独立的な権力へと脱皮する。

(二)

右の極めて理解に容易な叙述のあとに、マックス・ウェーバー以来の今一つの説明が続く。それは、初期中世における西ヨーロッパと外部世界との取引であり、そのヨーロッパ社会構造への逆作用である。

ブロックによれば、初期封建時代のヨーロッパは、決して外部諸地域との交渉なしに生きていたわけではない。なるほど、商業路の数は少くなり、且つ極度に貧血させられてはいたが、兎も角も外部世界との交渉が続けられていた。ことに隣接諸地域との間にはかなりの量の取引が行われていた。そして、その最も活潑なものは、おそらくは当時回教徒の支配下にあつたスペインとの取引だつた。オリエントとの交渉も、こと地中海ルートに関する限り行われなかつたが、アドリ

ア海を通じて行われ、ヴェニスがその要地だつた。陸路ダニューブ河を下るものはハンガリー人の邪魔で荒廢していたが、もつと北の、ブラーグからカルパチヤ山脈の背側台地を伝つてドニエブル河に出るルートには隊商が往来し、アジアやコンスタンチノープルの物資をヨーロッパに持ち込んだ。さらに、キエフはバルチック海沿岸諸地域と黒海、カスピ海沿岸地方、及びトルキスタン地方を結ぶ隊商路の要地だつた。

けれども、この期のヨーロッパの對外商業は、ブロックによれば、大きな弱点をもつていた。それはその輸出入バランスがはつきりと壞れており、ヨーロッパ側のマイナスだつたことである。少くとも東洋との間にはそうだつた。「西ヨーロッパは、レバント諸国から、殆んど専ら、その重量に比較して極めて高い価値が輸送の費用や危険に耐えることを可能ならしめるような若干の贅沢品だけを受取つた。(ところが)、それと引替えにヨーロッパはほとんど奴隸だけをしか提供しない。……可成りに貧弱な額にしかないこの奴隸貿易の上り高では、ビサンチン世界や、エジプトや、近東やの諸市場で、各種の高価な物資や香料やの購買を埋め合せるのには不充分だつた。この点から、銀、とりわけ金の緩慢な瀉血が齎られる。なるほど、若干の商人達がこの遠隔地取引によつてその財産を築いたことは疑問の余地がない。けれども、社会は、その全体として考察する限り、流通貨幣量のより一層大きな缺乏の原因以外のものを殆んど何もそのことからひき出さなかつた」。

ブロックによれば、その結果如何なる事態が招来されたか？すなわち、貨幣を媒介としない物財の交換Ⅱ物々交換の一般化であり、とりわけ注目すべきことは賃銀のもつ社会的役割の極端な低下である。

彼は云う——「事実、賃銀は、仕事をさせる方の側に、充分に豊富な而もその源泉がたとえ一刻といえども涸渇する恐れのない通貨量が準備されていることを予想するし、他方賃銀労働者側には、かようにして受取った貨幣を生活に必要な諸財貨を獲得するのに確実に使用しうるといふ保証がなければならない。そうした条件は初期封建時代には缺如していた。事柄が高位の役人の奉仕を確保するために国王に係属しておらうと、その武装した従者や農場管理人のそれを維持するために地方貴族に關しておらうとを問わず、ヒエラルキイのあらゆる段階にとつて、一定額の貨幣を定期的に支払うことには決して基礎づけられない報償の様式に頼ることを余儀なくされた。ただ二つの方法だけが実施可能だった。つまり、彼等を自分の家に置いて食物をあてがい、且つ衣服を給し、當時の所謂『養ひ扶持』を提供するか、または直接經營の形乃至はその土地の耕作者達から徴収する各種の賦課物の形で彼自身の生活資料を彼自身で賄うことが出来るように土地を交付するか、である。ところで、それら二つのどの方法も、それぞれ反対の意味においてはあつたが、賃銀労働者制度のそれとは極めて異つた人間紐帶を作り上げるのに寄与した。養ひ扶持を貰う男と彼が世話になつてゐる主君との間の結び付きが、一旦その仕事を終えたとポケットに賃銀を突込んで歸つて行く自由な賃銀労働者と雇主との間柄よりずっと親密でないなどということがどうしてあらうか？、逆に、當然の成行きとして奉仕の重みを減らすことに努力し少しずつ自分のものと見做し勝ちになつて行く土地の上に植え付けられた従属者が、間もなく、ほとんど必然的に、その主君から自由な境遇になつていくのがみられた。(而も)、交通連絡の不便と交換の貧血症状とが大掛りな一家を相対的な豊富のうち維持することを困難ならしめた時代においては、養ひ扶持が、結局のところ土地による報償の制度に較べてずっと

狭い展開しか遂げえなかつたことを附け加えよう。(従つて)、もしも封建社会がこれら二つの極の間を永遠に振動したとすれば、人と人との緊密な関係と土地託當の紐帶の膨脹との責は、大部分、少くとも起源的には、それに向つて賃銀労働者制度を不可能ならしめた経済制度に求めるべきである」。

(註) 尤も、ブロックは次のことを補足する――

「確かに、貨幣は、《封建的》西ヨーロッパにおいて、農民諸階級の間に於いてさえも、全く取引に介入しなかつたわけでは決してない。とりわけそれは、交換の尺度としての役割を演じることを決して止めなかつた。(成程)、債務者は屢々物財で支払を済ました。けれども、それは普通一つ一つ《評価せられた》物財で支払つたのであつて、これらの評価額の合計はリーブル、スウ、及びドニエで約束された価格に一致してゐたのである。だからして、余りに大ざつぱで余りにも漠然とした《現物経済》の言葉は避けたがよい。それよりも單なる貨幣飢饉について語る方が適當である。……さらにまた、余りにも性急な公式である開かれた経済のそれを口にすることを慎んだ方がよい。この公式は小規模の農民経営に対してさえも正確には適用されえない。吾々は、田舎の人々が都市の住民、僧侶、武士達に向つてその畑や家禽小屋の若干の生産物を確かに販売してゐた市場の存在を知つてゐる。彼等農民達は、そうすることによつて賦課金を支払うべき貨幣を手に入れたのである。そして、如何に貧しくとも若干オンスの塩や鉄を一度も買つたことのない者はなかつた。」

だから、ブロックの場合には、交換は決してなくなつたと考へてゐるわけではない。たゞ、農業技術の低位、天候不順、治安の不良等の結果として極度に不規則だつた。その上、「商業は当時各種の社会階層を通して諸財貨の循環が行われていた唯一の水道ではなかつたし、おそらく最も重要なものでもなかつた。きわめて多数の生産物が手から手へ移転するのは、その保護の代償として、乃至は唯單にその権力の認知として、主君に捧げられる各種の賦課物という形でだつた。人間労働という今一つの商品についても同様で

ある。賦役は、製作品の中間賃でなく腕そのものを供給した。要するに、嚴密の意味の交換は、經濟生活において提供^{アビタメント}よりも疑いもなく小さな場所をしか占めていなかった。」

(三)

ところで、カルメットが封建制度の起源を二つの力、すなわち本質的に社会的な力と本質的に政治的な力とに分つたように、ブロックの著書の後半は、「人と人との諸紐帶」を扱う。そして、この部分の構成は、すでにみたように第一部「血の諸紐帶」、第二部「主従関係と封地」、第三部「下層諸階級における従属的諸紐帶」からなり、このことから予測されるように、封建的人間関係の根底に血の紐帶を据えている点に特色がある。けれども、さきのゲルマンの侵寇の問題と同様に、この血の紐帶の扱い方は、ブロックの場合、この古い紐帶が新社会の内奥にまでも大きな役割を演じているという意味で大きく取上げただけであつて、封建制度の特徴としての人間関係にはそれは「本質的には無関係なもの」としている。したがつて吾々も、そのこと自体には多くの興味を覚えながらも、ここでは一応検討を差し控え、直接に第二部、すなわち彼の所謂本質的な紐帶を追究すべきである。

第二部は、第一章「臣従の礼」、第二章「封地」、第三章「ヨーロッパ各地の概観」、第四章「封地は如何にして家臣の世襲財産化したか」、第五章「多数の主君をもつ家臣」、第六章「家臣と主君」、第七章「主従関係のパラドックス」からなる。そして、第一章第三節「人的従属諸関係の由来」のなかで、ブロックもまたカルメットと同様にゲルマン・ロ

いものを採択しようと努めながら知らず識らずそうなつたのである。さらにまた、蛮族侵入のなから抜け出した社会が

利用していた制度や慣行の世襲財産はきわめて雑色でさまざまだった。ローマの遺産やローマに征服されたが彼等自身に固有な慣習を全然失うことのなかつた諸民族のそれに、ゲルマンの諸伝統がからみついた。吾々はここで、主従関係やもつと一般的に封建的諸機構やについて特殊の民族的系譜を探し求め、吾々をして一度ならず有名なジレンマ、すなわちローマか或いはゲルマニアの森かというジレンマに押し込んだ誤謬に陥ち込まないようにしよう。……アラビアの諺は云う、人間はその父親によりもその時代に似通う。』

ブロックによれば、当時の王朝軍隊は、元来は大衆の間から徴募されていた。これはゲルマン・ローマ双方の伝統を引き継いだもので、ゲルマンではすべての自由人が戦士だったし、ローマでは主として土地耕作者の間から徴募された。そしてその数の割合はその保有する土地面積に比例したわけで、一定面積に幾人と定められ、貧乏な者は幾人かの集団で一人を応募していた。ところが、一方では官僚組織が無力化して行くにつれて、他方ではゲルマン社会のもつていた古い枠が侵寇の結果として破壊されて行くにつれて、こうした募集様式は次第に力を失つて行つた。而も、この時以後より良く安定化された農業の世話にかかずらわされて、移住の時代には農民であるよりも多く戦士だったゲルマンの民衆は、次第に戦士よりもより多く農民になつて行つた。その上戦争技術の変化が起り、従来の歩兵中心から騎兵中心へと軍隊の構成が變つて行くにつれて、乗馬や甲冑を整えるための一定の財産と平時から獲得された熟練した戦争技術を備えた人だけしか戦士たり得なくなつた。そこで、フランク治下のゴールでは、一切の事情が職業的戦士の形成に、すなわち集団的訓練をうけており先ず何よりも騎兵である職業的戦士に頼るようにしむけて行つたし、それら軍隊の中核は、この当

然として、随分以前から王侯や大官達の周圍に寄せ集められていた武装従者達によつて提供された。

「古いゲルマンの社会でも——と右に続けてブロックは云う——たとえ日々の生存の営みは父系血族の集團や諸氏族の枠内で充分こと足りるとしても、冒險や野心の精神はそれでは決して満足することが出来なかつた。首長達は、とりわけ若い首長達は、彼等の回りに《compagnons》(古いドイツ語の *gising* であり、これは遠征の従者だけに用いられる、タキトゥスはこの言葉を *comes* というラテン語によつて極めて正確に表現している)を結集させていた。彼等はそれらの仲間を戦鬪や掠奪に引き連れる。休息の間には、長時間の酒宴にあつたえ向きの森の大《ホール》で彼等に歓待を与えた。この小グループは戦争乃至仇討の場合のその首領の力を構成する。それはまた自由人達の間の會議での彼の權威を確保する。彼がグループに撒き施す食糧、奴隸、金塊の施与は彼の威信の不可缺の要素を構成した。タキトゥスは、紀元一世紀頃のゲルマニアにおける扈從制コンベニナージュに關して吾々に向つてこのように描いてくれている。」

そして、こうした制度は末期ローマ帝国支配下のロマニアにも当然に持ち込まれ、ローマの上層貴族でその私兵をもたないものはないようになった。ローマではこれは屢々 *bucce Ilarii* と呼ばれたが、その故は、彼等兵士には普通のパンでなく上等のビスケット (*buccella*) が支給されていたからである。たゞ、ローマのこの私兵は、扈從コンベニオンというよりもむしろつと傭兵的な性格のものだつたが、その数多く且つ忠誠心に富んでいたので、ローマの將軍旗下の主力をなしていた。さらに、メロヴァンジャン期の諸混乱がこの武装従者團の採用をかつてなく強制したし、カロランジャン王期の政策がさらに一段とその傾向を助長した。

なぜなら、この王朝は元来は貴族から出て伝統的王権を倒したわけだが、一旦権力の座につくと、すなわちシャルル・マルテル以後においては、再び国家的秩序の再建を志した。そして、この王朝がその際その手段として取上げることの出来たのは、一方におけるキリスト教の採用と、他方における右の私兵組織の拡大された社会組織の建設だったからである。なぜなら、「古い諸機構はこの新しい役割を果すのにもはや不充分だった。王朝は、少数の、しかも殆んど信頼の出来ない上に——教会関係の若干の人々を別にすれば——職業的な伝統と教養とを喪つてしまった役人達をしかもつていなかった。同様にまた、経済的諸状態が俸給の支払いの上に立つ広大な官僚組織の採用を阻んでいた。交通連絡は長期を要し、不便且つ不確実だった。……この点からこそ、既にそれ程鞏固に構成されていた従属諸関係の網を統治目的に利用するという思想が由来する。」

そして、こうした考え方は何もカロランジャン王朝の独占物ではない。それはすでにスペインのヴィジイゴート王国にみられたし、アラビヤ人の侵寇の後でフランスの王朝に仕えていたスペインの亡命者達がおそらくその知識を与えていただらう。さらに、少し後でアングロサクソンの諸法律が《領主を持たぬ人間》に対して示している極めて激しい不信任も、農奴制度下のロシヤで皇帝ニコラス二世がそのボミエトニクすなわち村々の領主達の中に《万余にのぼる治安取締役人》を見出したのも、全く同様の考えに基づく。

これらの私的軍隊の構成員は、ブロックによれば、大部分は無論自由人だつた。すでにみた不安な世相の中で保護を求めた弱者達のうち、なるほど最も貧しい人々が奴隷となつたことは明白だが、他の多くの人々は自由人の身分を保存していた。国家権力がまだ死滅し切つていないこの時代においては、自由人ということは、完全な権利の保有者として国王に支配される人民を意味したが、主君の方としても、自由人を特徴づけるそうした諸権利を享受する従者達に取り巻かれてゐることの方が、たゞ単に奴隷だけを利用する場合よりも便利だつた。けれども、やがて奴隷達の中で勇敢な者を選んで兵籍に入れることが行われて来たし、自由人の場合にも必ずしも常に恵まれた境遇にあるものだけとは限らなかつた。にも拘わらず、他方における戦争技術の發達が戦士に向つて一定の財産を要求したことは既にみたところである。そこで、七世紀の一資料が教えるようにこれらの戦士達に土地を分与することが行われて来た。すなわち主従関係と土地との結びつきである。そこで、吾々のブロック理解はさらに第二節「^{フイッチ}封地」に移らねばならない。

さて、この章の冒頭で、ブロックは託當地すなわち賃銀という彼の見解を明確に押し出す。「フランク時代の土地^{ラン}寄託者の間で、その大部分は、彼等の新しい主人に保護だけを期待したわけではなかつた。彼等は、同時に富者でもあるこの強者に向つて、生活上の援助をもまた要求した。……要するに、従属の諸関係はもととその経済的な側面をもつていたのである。主従関係と雖もその他の諸関係の場合と同様である。主君がその戦いの友に与える施与は、この紐帶の存続にとつて不可欠だつたので、カロランジャン期には、若干の贈物——馬、武器、宝石——の交付がしばしば私的献身の武勲に対するほとんど典礼的な対応物をなしていた。法令集は家臣に向つて束縛を破ることを禁止していないか？その一つ

の述べるところによると、その家臣がその主君から金一スウの価値をすでに受取つている場合にはそうである。唯一の眞実の主君は与えた者だつた。

そして、その報酬支払の方法としては、主として二つの方法が、すなわちすでにみた養い扶持による方法と土地支給の方法とがあるが、なかでも後者の方法が中心だつた（理由前説）。

もつとも、「主従関係は決して血によつては伝わらないものだから、従士の報酬もまた（はじめは）世襲の性格を帯びえない」。奉仕が与えられなくなると、換言すれば、多くの場合その従士が死去した際には、その土地は返還されるべきである。けれども、後述の理由から、実際にはやがて世襲が一般化し、それを指示する用語として *precarium* 乃至 *beneficium* が用いられた。

さらに、右の二つの言葉、あるいはそれからさらに転じた *précaire* 及び *bienfait* の両語は、最初はほとんど無頓著に使用されていたが、次第に区別されるようになって来る。すなわちブレケールは賦課の支払いを条件に交付された土地に用いられ、ビャンフェは奉仕を条件にした、より漠然とした、より名譽ある意味で交付された土地に用いられた。そして、この後者に代つて後で用いられるのが *フイエフ* である。

（註） *precarium* はもともと嘆願を意味する *priere* から派生したもので最初から交付者側に分のある言葉である。ところで、この最初は無頓著に使用されていた二つの言葉をはつきりと区別させる上に、ブロックによれば極めて重大な作用を及ぼした一つの事件の存在することを忘れるべきではない。それは、多数の家臣を獲得することを目的に、それに交付する土地の獲得のために行われた

カロランジヤン王朝の寺領の侵略である。シャルル・マルテルによるその掠奪は乱暴を極めたし、以後の国王も引續いてそれに従事した。たゞ王室の目的は土地そのものの獲得ではなかつた為にそこに若干の妥協が行われた。すなわち、教会側では国王に没収されてその家臣に分与された土地に対して依然として所有権そのものは保持することを許されたのである。つまり、それらの土地に封ぜられた国王の家臣達は、国王に対しては一定の奉仕を、教会に対しては一定の土地使用料を支払うことになつたわけである。すなわち、問題の土地は教会にとつてはブレケールであり、国王にとつてはビヤンフェだつたわけである。

フイエフ (fief) とはゲルマン語 *Vieh* から出た言葉で、もともとは一般的に動産、乃至はその動産のうちで最も支配的なものである家畜を意味するものだつた。ところがこの言葉は、十世紀初期の資料によると次のように用いられている。すなわち、ある男がある土地を買取る。けれどもその男にはそれだけの金がないのでその支払いが出来ない。そこでこの男は、当時の一般的慣習に従つてそれに相当する品物で支払いを済ます。その際、資料によると、 $\blacktriangle$ 私は貴方からそれだけリール、スウ、乃至ドニエの価値あるものと評価された *feos* の形で約束の価額を受取つた $\blacktriangledown$ 、ということになる。そしてその他の資料とつき合せてみると、それらの品物が武器、衣服、馬、時としては食料だつたことがわかる。而もこれは、主人の家で扶養される、乃至は主人の世話で装具を整える従者の受取る品物の内容と殆んど一致しているわけだから、「この場合にもまた *feos* と呼ばれたことは疑いない」。つまり、ブロックによれば、領主の屋敷内で日々にされているうちに、*fief* (*feos*) という言葉は、もともと歴史的な伝統を別にする旧ローマ地域では、ゲルマン語としての最初の意味である動産乃至家畜の意味を失つて、動産、不動産の区別なく領主から与えられる報酬乃至贈与物という意

味のものに變つていつた。従来は主人の家で養われていた一人の従士が土地の支給をうけた場合、その土地はその家臣の *fens* と呼ばれる。そして、この土地支給の形式が一般化して行くにつれて、今度は逆に、土地だけがこの言葉を獨占するようになる。

もつとも、ゲルマン語系の諸国では、*Vienn* はそのまま家畜を意味し続け、土地の分配を意味するものとしては、なるほどローマ地域から逆移入された *feodum* も用いられてもいるが、一般に *Lehn* が支配的になつて来る。すなわち、時期を限つて譲与する、あるいは貸し付けるの意味の言葉が用いられた。

そこでブロックは結論する——「*bienfait, fief, Lehn* これら多種多種の同意義語が表現しようと努力しているものは、要するに極めて明瞭な一つの觀念だつた。吾々はそれを取り違えることは決してないだろう。その本質において経済的秩序に属する一つの觀念」。そして、それ故にこそ十四世紀のミロワール・ド・ザックス (*Miroir de Saxe*) の^(註一)《註解》は、《フイエフとは騎士の給料である》と書いてあるわけである。^(註二)

(註一) ミロワール・ド・ザックスとはドイツ慣習法集成中最も古いもので一二三〇年頃作成された。ラテン語の原文はなくなつてゐるが、編者自身によるドイツ訳が遺されている。

(註二) もつとも、ブロックが他の場所(同書二五七—八頁)で明かにしているところによると、フイエフは必ずしも騎士のみを対象としなかつた。「その他の借地人を忠実に統括するという条件の下に領主の《差配人》に、僧侶や主人の教会を裝飾するという使命に對して一人の画家に、以後その伎倆を領主の役に立てる義務をもつた大工乃至金銀細工師に、のみならず人々の魂の世話をやく報酬として教区内の僧侶に、」も与えられた。

なお、施封による場合と養い扶持による場合という従士報酬様式の分離について一言だけしておけば、それは決して絶対的なものではなかつた。一旦土地に封ぜられた後でも、家臣達は、武器や馬や衣服などを貰うことを決して遠慮しなかつた。けれども、若干の例外的な場合を別にすれば、封土をうけた家臣の奉仕と領主の屋敷内に暮して側近で奉仕する家臣の務めとは充分に区別しうるものだつた。だからこそシャルマーニュ帝（七七一一八一四）頃から、王宮内で仕える国王の従士達が△それにも拘わらず▽封土を授けられることを変則と見做すようになって来た。そして、後者の種類の家臣と前者の種類の家臣とは、領主にとつていづれも必要だつたわけで、どんなに後の時代にも後者が全くなくなることは決してなかつた。たゞ、問題は当時の社会環境にあつた。「狭い地域に暮しているグループに規則正しく糧食を補給することとは、初期封建時代においては大きな冒険だつた。年代記を書いた一人ならずの僧侶達が僧院食堂の飢饉について語つてゐる。（だから）、領主にとつてもその武装従者達にとつても、最も確実な方法は、多くの場合、彼自らの生活の資を自分自身で調達する責任をそれに必要な手段を添えて家臣達に委譲することだつた」。

(六)

最後に、極く簡単にではあるが、これらの封土が如何にして家臣の世襲財産に移つて行つたかに関するプロックの見解をみておくことにする。それは第四章の内容である。

彼は云う——「土地の譲与が全然行われていない場合にも、二人の個人というよりも一者は命令し他者は服従するべく誓約し合つた二つの血統は、相互に信義によつて結びつけられる傾向があるのだから、血の紐帯がそれ程大きな力をもつ

ていた一つの社会において、どうしてそうならないでいることがあり得たらう？ 中世全体を通じて、「ナチュール」な、すなはち出生による領主という言葉の裡に大きな感情的な価値が認められていた。けれども、「封地」が存在するようになると、その父親の跡目を忠誠によつて相続することは息子の利益にとつて殆んど強制的なものになつて来た。臣従の礼をとるのを拒否すること、乃至はそれを認めて貰わないでおくということは、封土と共に父親の世襲財産の大部分を、いや全部をさえも一挙に喪うことを意味した。その封地が寄託地、言葉を換えると以前にはその家族自身の自主地だつたものからなりたつている場合には、その放棄はもつと強い意味で無情なものだつたに違いない。土地による報酬の実施は、土地への緊縛を必然ならしめることによつて、宿命的にその特定家族への固定をもたらしした。

他方、主君の立場はもつと自由を缺いている。宣誓に違背した家臣からその封土を取上げて他のより良い家臣に与えるということは、なるほど一面では彼にとつてきわめて望ましい処置である。けれども、世襲の原則もまた逆いえない力をもつていた。なぜなら、領主にとつて最も重要なことは良い家臣を得ることにあるわけだが、それは現に仕えている者の子孫の間にこそ最も容易に見出されたからである。而も、その父親の封地の相続を或る男に向つて尤もな理由なしに拒否すると、そのことは唯単にその男一人の新しい忠誠を獲得しえないことだけに終らない。それは自分の子孫の運命に不安を感じるその他の家臣達の忠誠心を動揺せしめることにもなつた。そこで、内心はそれを嫌いながらも、領主は世襲の原則の確立に協力せざるをえない。

その結果、「便宜と便利とのこの基本的な基礎の上に、まぎれもない世襲性が、カロランジャン帝国の解体とともに始まる混乱し新規さに富んだ期間を通じて、次第に樹立されて行つた。進化は、到る処でこの方向を目指した」。